

平成23年度 総合評価書

「ワークライフバランス推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進」

平成23年9月

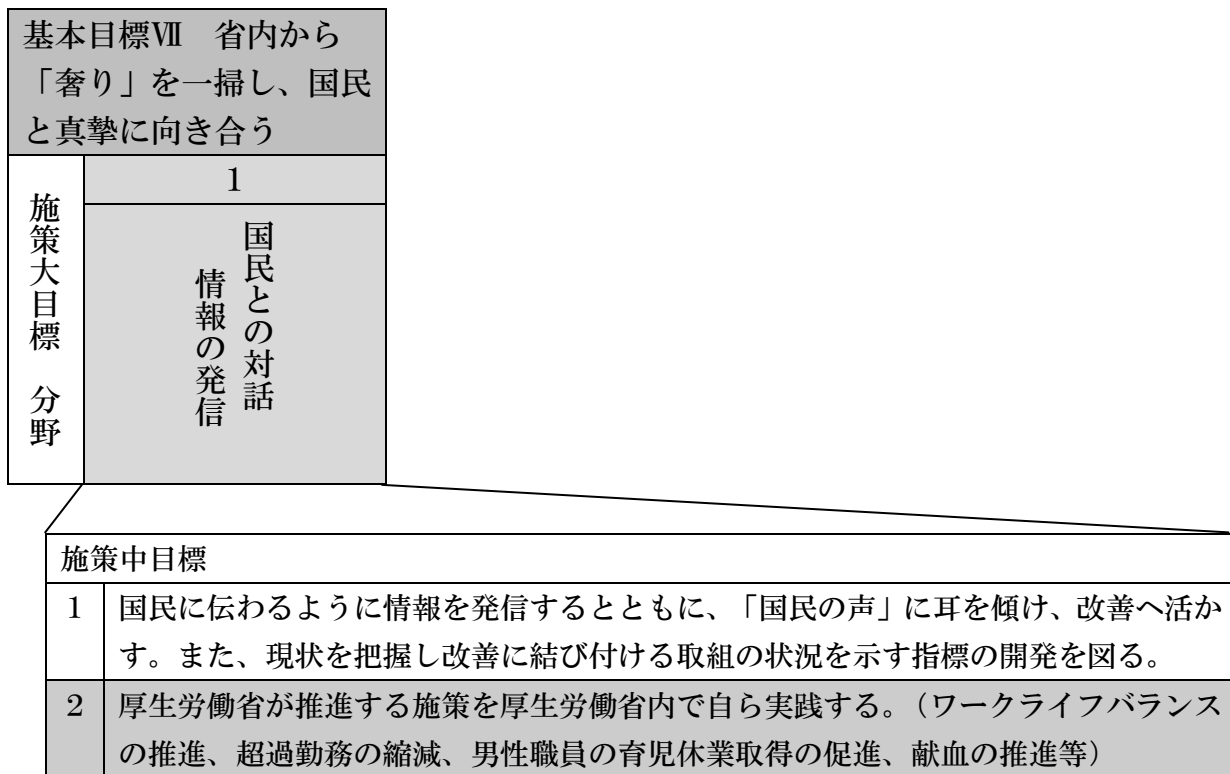
大臣官房人事課（小川誠課長）〔主担当〕

医薬食品局血液対策課（三宅智課長）

1. 政策体系との関連

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】



【政策体系（文章）】

基本目標Ⅶ 省内から「奢り」を一掃し、国民と真摯に向き合う

施策大目標Ⅶ 1 「国民の声」に真摯に耳を傾け、対応を図るとともに、国民との対話に向けて、情報をわかりやすく発信する

施策中目標 1 厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。（ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等）

(1) 「職場の子育て応援プログラム」等にかかる取組

「職場の子育て応援プログラム」（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく「厚生労働省特定事業主行動計画」）（計画期間：平成22年度から平成26年度）を策定しました。平成22年度より、毎月19日に、子育てメールマガジンを配信し、男性職員の育児休業、年次休暇の取得を呼びかけています。また、休暇促進を促進するため、従来から実施していた「休暇作戦2PER1（ツ・パ・ー・ワ）に加え、平成22年2月より、「指定休暇（1年間のうち希望する年次休暇の取得予定日を事前に6日指定する。）」及び「節目休暇（5年ごとに1週間以上の休暇、休日を取得するもの。）」を定めて計画的に運用しています。超過勤務の縮減については、「育児（19時）に帰ろうマイホーム」を合い言葉とし、メールや省内放送により、早期退庁を促すとともに、月2回の「課室内消灯日」や一斉消灯（月、火、木曜日は午後10時、水、金曜日は午後8時及び午後10時）の取組を行っています。

| 「職場の子育て応援プログラム」数値目標(平成22年度～平成26年度) | 平成22年度実績 (速報値) | 平成21年度実績 |
|--|---|----------|
| 父親となる本人の7日以上 の休暇取得率 90%以上 (出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前 の日から産後8週間までに) | 45.3% (参考データ) 5日以上 の休暇取得率 63.4% | 14.7%(注) |
| 男性職員の育児休業取得率 10%以上 | 8.5% | 3.1% |
| 職員一人当たりの年次休暇取得日数 16日 | 13.3日 | 12.6日 |

(注) 子どもの出生時における父親の5日間以上の連続休暇の取得率(数値目標は50%)を計上。

献血の推進については、毎年、7月の「愛の血液助け合い運動」月間と1月、2月の「はたちの献血」キャンペーン月間の一環として、省内において献血を実施しています。職員に対しては、事前にキャンペーンポスターと献血実施のポスターを各課室に配布し、広く周知を行っています。また、献血当日には、メールや省内放送により、献血への理解と協力を呼びかけています。加えて、献血現場の様子を大臣に視察いただくなど、献血の推進に向けた取組を行っています。

(2) 実施状況の公表について

次世代育成支援対策促進法第19条第5項に基づき、「職場の子育て応援プログラム」の平成22年度の実施状況をホームページで公表します。また、大臣の視察の様子と献血の協力状況などをホームページにおいて公表しています。